

公 示 送 達 書

別紙の送達すべき書類が、本人の住居（所在地）不明のため送達不能であったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、同条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

この公示送達に係る書類については、取手市役所健康福祉部国保年金課に保管しているので、送達を受けるべき者の申し出があり次第、直ちに交付する。

令和8年9月7日

取手市長 中村 修



公示送達者名簿

No	送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類の名称	備考
1	笠井 裕峰	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
2	吉田 広大	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
3	城戸 良斉	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
4	塩谷 健児	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
5	古川 隆一	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
6	松浦 孝	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
7	遠田 修	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
8	広瀬 信人	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
9	広瀬 優斗	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
10	濱野 朱音	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
11	小林 秀明	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
12	松村 信孝	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
13	齋藤 貴大	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
14	HIGA TAKARA ELIZABETH	令和8年度国民健康保険税納入通知書	
15		以下余白	
16			
17			
18			
19			
20			